

(仮称) へぐり伊予ヶ岳公園開園イベント企画運営業務委託募集要領

1 趣旨

(仮称) へぐり伊予ヶ岳公園（以下、「公園」という。）は、旧南房総市立平群小学校・幼稚園・保育所の跡地活用として、令和8年4月に開園予定の市立公園です。『憩いと賑わいから生まれる地域の交流拠点』として、明るく開放的な公園を整備することを計画しています。

本公園は学校跡地を活用しており、また市内の観光地としても著名な伊予ヶ岳の麓に位置する立地の特徴からも、市内外の多くの人に訪れていただき、地域の新たなシンボルとなることを期待しています。そこで、公園を利用したイベントを開催することで地域の賑わいや憩いの場としての基盤を作り、また、今後の公園の利活用の可能性や維持管理などについての方針を検討する礎とするため、公園のオープニングイベントとして公園の魅力を生かし発信できる企画を提案し、運営できる方を選定する公募型プロポーザルを行います。

2 業務概要

(1)業務名

(仮称) へぐり伊予ヶ岳公園開園イベント企画運営業務委託

(2)業務内容

公園のオープニングイベント（5月頃を想定）の企画提案、周知・広報物の作成、イベントの運営、安全管理に至る当該イベントの実施に係る全般の業務、今後の公園の在り方と地域活性化に関する提言等を行う。具体的内容については、別紙「(仮称) へぐり伊予ヶ岳公園開園イベント企画運営業務委託仕様書」を参照のこと。

(3)業務期間

契約日の翌日～令和8年6月30日（火）

(4)提案上限額

金 1,040,000 円（消費税を除く上限額）

3 参加資格

応募者は、次に掲げる全ての事項を満たす個人、法人又は複数の企業等で構成する連合体とする。

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3)会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(4)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体の構成員であると認められる者が経営者、構成員或いは実質的に経営に関与している者でないこと。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6)国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(7)本事業の募集要領及び審査要領を熟読し、内容を理解している者であること。

4 応募スケジュール

日 程	内 容
令和7年10月20日（月）	募集要領等の公表（公示）
令和7年10月20日（月）～令和7年11月21日（金）	質問の受付期間
令和7年10月20日（月）～令和7年11月21日（金）	現地確認期間
令和7年11月5日（水）午後5時	参加申込書提出期限
令和7年12月1日（月）午後5時	企画提案書提出期限
令和7年12月5日（金）（予定）	プレゼンテーションの実施
令和7年12月9日（火）（予定）	受託候補者決定

※ 土日祝日の閉庁時や指定時間以外の受付等はありません。

5 質疑・応答

応募者は、以下のとおり募集要領等に関する質問をすることができます。

(1)受付期間は、令和7年10月20日（月）から令和7年11月21日（金）の午前8時45分から午後5時00分までとします。

(2)提出方法は、質問票（様式1）に質問内容を入力し、FAX又は電子メールで問合せ先（学校再編整備課）へ送信してください。

(3)質問への回答は、その都度FAX又は電子メールで質問者に回答することとし、随時HPで公開します。

(4)審査基準に関する質問など審査会に関する質問には、回答しないものとします。

(5)募集に参加しようとする者でないことが明らかである者からの質問や関連事項以外の質問については、回答しないものとします。

問合せ先 南房総市教育委員会事務局学校再編整備課

電話 0470-46-2962 FAX 0470-46-4059

E-Mail : g-saihen@city.minamiboso.lg.jp

6 現地確認期間

応募にあたり、現地確認を希望される場合は、FAX又は電子メールで事前に御連絡ください。現地は整備工事中のため、日程調整のうえ別途御案内します。

期間は、土日祝日を除く令和7年10月20日（月）から令和7年11月21日（金）の午前9時から午後4時までとします。

7 参加申込方法

応募者は、参加申込書提出期限までに、以下の書類を1部提出してください。

(1)提出書類

①参加申込書（様式2）

②法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※発行日は参加申込書提出日から3箇月以内であること。

③支配人登記をしている個人にあっては、各地方方法務局発行の履歴事項全部証明書

※発行日は参加申込書提出日から3箇月以内であること。

④個人にあつては、住民票

※発行日は参加申込書提出日から3箇月以内であること。

⑤印鑑証明書

※発行日は参加申込書提出日から3箇月以内であること。

⑥財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し（直近3箇年分）

⑦納税証明書又は未納がない旨の証明書（国・都道府県・市町村税）

⑧定款の写し（法人の場合）

⑨会社概要が分かる資料（パンフレット等）

⑩提案の概要が分かるもの（A4用紙1枚程度）

※新規に法人を設立する場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合は、当該書類を省略できるものとします。

(2)提出方法

書類は、下記の提出先まで、郵送又は持参にて提出してください。

(3)提出期限 令和7年11月5日（水）午後5時（必着）

※受付時間は、午前8時45分から午後5時00分までです。なお、郵送の場合も提出期限日必着です。

※土日祝日の閉庁日は受付できません。

(4)提出先 〒299-2592 千葉県南房総市岩糸 2489 番地

南房総市教育委員会事務局学校再編整備課

(5)応募資格審査結果

提出書類をもとに応募資格を確認し、提出期限後5日以内に応募資格の有無について通知します。応募資格要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して7日以内に申立書を提出してください。

8 企画提案書の提出

応募者（応募資格を有しないと認められたものを除く。）は、企画提案書提出期限までに、以下の書類を提出してください。

(1)企画提案書（様式3）

企画提案書は、書面での応募とし、様式は任意としますが、次の事項を必ず記載してください。

①提案者の事業実施体制、類似事業実施実績等

②オープニングイベントについて

（ア）公園のオープニングイベント 1日間の企画内容及び開催時期、運営規模

イベント開催日については市と協議のうえ決定とするため、おおよその日程として提案すること。

（イ）イベント時の園内レイアウト図

③事業実施スケジュール

④地域との関わりに関する考え方（地域振興について、具体的に考えていることを記載してください。）

(2)編集方法

A4で片面印刷の書類を左綴じで提出してください。

(3)提出部数

正本1部、及び電子データ（CD又はDVD）1部を提出してください。なお、電子データはPDF形式で提出してください。

- (5)見積書（内訳書を含む。消費税等相当額を除く。） 1部
- (6)提出期限 令和7年12月1日（月）午後5時（必着）
※受付時間は、午前8時45分から午後5時00分までです。なお、郵送の場合も提出期限日必着です。
※土日祝日の閉庁日は受付できません。
- (7)提出先 〒299-2592 千葉県南房総市岩糸 2489 番地
南房総市教育委員会事務局学校再編整備課

9 提出された企画提案書等の取扱い

- (1)提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属しますが、プロポーザル審査員が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (2)提出された企画提案書等はお返却しません。なお、提出された企画提案書は非開示とします。
- (3)所管課からの指示がある場合を除いて、提出した書類等の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めません。
- (4)応募者は、受託候補者決定前において、提出した企画提案書等を他の用途に使用したり公表したりする場合は、所管課の承諾を得るものとします。
- (5)提出された提案について著作権等に関する権利の確保を必要とする場合は、自らの責任においてその手続きをお願いいたします。
- (6)応募者は、南房総市が、応募いただいた提案の記録等のために複製することを許諾していただきます。
- (7)他者の著作物の権利を無断で使用して応募したことにより発生する問題の責任は、全て応募者が負うこととします。
- (8)提出された提案を、南房総市が、必要な範囲において広報等で公表することができるものとします。その場合、提案とともに氏名等の公表について、応募者に許諾していただきます。
- (9)提案の詳細な意見の聴取を実施させていただく場合がありますが、その場合の旅費等の一切の経費は応募者の負担となります。
- (10)応募者は、本事業の公募に応募することにより、上記事項に同意したものとみなします。

10 個人情報の取扱い

- (1)個人情報とは、応募者の氏名、住所、電話番号、FAX 番号、性別、年齢など応募者を特定できる情報のことを指します。
- (2)個人情報は、本事業の公募に関する事務手続きのみに利用します。ただし、応募いただいた提案は、広報等により公開することもありますので、その際には、応募いただいた提案とともに氏名などを公表することがあります。
- (3)法令に基づき開示が義務付けられている場合、個人情報を提供した応募者の同意がある場合、その他これに準じる正当な理由がある場合を除き、個人情報を目的外利用し、又は、第三者に開示提供することはいたしません。
- (4)プロポーザル実施に関する情報（応募者から提出された資料を含む）は南房総市情報公開条例（平成18年南房総市条例第10号。以下「条例」という。）に基づく公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、同条例に則った、次の表「公開対象文書及び公開基準」に基づき取扱うものとします。なお、特別な事情によりこの表によらない場合は、契約担当課及び情報公開担当課と協議の上、別途定めることとします。

「公開対象文書及び公開基準」 凡例 ○：開示 △：部分開示（注1）×：不開示

対象文書の名称		受託候補者決定前	受託候補者決定後 (注 2) (注 3)	
			受託候補者に係るもの	非受託候補者に係るもの
提案事業者名		×	○	×
事業提案に関する書類	参加申込書	×	△	△
	企画提案書	×	△	×
	受注体制文書	×	△	×
	見積書等		△	△
法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×
	財務諸表等	×	△	△
仕様書、募集要領		○	○	
事業者を選定するための審査項目、審査の視点、配点及び評価の基準		○	○	
審査結果 (注 4)		×	△	
審査委員会	委員名簿	×	△ (注 5)	
	議事内容の記録	×	△	

(注 1) 「△：部分開示」とは、条例第 7 条によるものとする。

(注 2) 契約締結前は条例第 6 条第 5 号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、不開示とする。

(注 3) 辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

(注 4) 審査結果は、受託候補者決定後、各審査委員の評価状況及び非自宅候補者が特定できない形での公表とする。また、提案事業者に対しては、自己の評価結果を審査項目に応じて各審査委員の評価状況が特定できない形で情報提供することができる。

(注 5) 公務員（県職等も含む）以外の委員名は、条例第 6 条 2 号の個人が識別される情報のため不開示とする。

11 受託候補者選定の方法等

(1)書類審査

応募者から提案書の提出があったときは、学校再編整備課において書類審査を行い、書類に不備がある場合には、期間を定めて補正や追加提出等をお願いする場合があります。また、応募者の提出した提案書等の内容を確認し、施設利活用の条件等を満たしていないことが明らかである場合は、その旨を応募者に連絡し、提出書類を受理せず、申請を却下（書類を返還）するものとします。

応募者が多数の場合は、（仮称）へぐり伊予ヶ岳公園開園イベント企画運営業務委託事業に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーションと同様の審査項目により、提案書の書類審査を行うことがあります。審査委員会において書類審査を行った場合は、審査結果の上位 5 者からプレゼンテーション・ヒアリングを実施することとし、その他の応募者の提案は不採用とします。

(2)プレゼンテーション

書類審査を通過した事業者の提案内容について、プレゼンテーション・ヒアリング（非公開）を行います。

①期日 令和 7 年 12 月 5 日（金）予定

※時間については、応募者ごとに通知します。

※応募者が多数の場合は、期日の変更となる可能性があります。

②場所 南房総市役所 本庁別館 1階 第4会議室（予定）

③内容 ア 企画提案書の内容説明（20分以内） イ 質疑応答（30分程度）

④審査 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション・ヒアリングについて、審査委員会において審査を行い、最も優れた企画提案者を受託候補者として決定します。なお、妥当な受託候補者がいないと審査委員会が判断したときは、受託候補者を選定しない場合があります。

審査委員会は、審査による合計平均点数が60点以上のものについて、受託候補者として選定します。

受託候補者が複数あったときは、合計点数による判定及び順位付け判定により受託候補者を選定します。判定方法により変動がないか確認し、変動があった場合には、順位付け判定により1位となった者を受託候補者として選定します。1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、委員による多数決により選定します。

最も高い提案が2者以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に受託候補者と次点候補者を選定します。

⑤審査項目 審査項目・審査基準は次のとおりとします。

審査項目	審査基準	審査基準点					係数	配点
業務遂行能力	類似するイベントの実施経験等、本業務の遂行に有効な能力を有しているか	5	4	3	2	0	2	10
企画内容	当事業の趣旨・内容を十分に理解した提案であるか	5	4	3	2	0	3	15
	集客性・話題性があり、幅広い年齢層が楽しめるイベントであるか	5	4	3	2	0	3	15
	当市の地域活性化に繋がるような提案がされているか	5	4	3	2	0	3	15
	市民の日常的な利用環境の充実のみならず、市外からの来訪者にも魅力あるイベントであるか	5	4	3	2	0	3	15
実施体制等	業務を適正に履行できる実施体制及び人員確保がなされているか	5	4	3	2	0	2	10
	実現性のある企画内容・スケジュールとなっているか	5	4	3	2	0	2	10
	参加者の動線及び他の公園利用者や周辺地域への配慮など、十分な安全対策が検討されているか	5	4	3	2	0	2	10
合 計								100

審査基準点	
非常に適切・非常に優秀・非常に効果的	5
適切・優秀・効果的	4
普通	3
やや不十分・やや劣る	2
不十分・劣る	0

⑥その他

ア プレゼンテーションに出席できる者は、応募者と補助者を合わせて3人以内とします。

イ 企画提案書を受け付けた後、企画提案書の追加及び訂正は認めません。

ウ 欠席又は遅刻した者は、失格とします。

エ 発表の際にスクリーンやホワイトボードの使用を認めますが、その旨を前日までに市へ連絡してください。なお、パソコン、プロジェクターなどの使用機器類は、応募者自身で用意してください（スクリーン及びホワイトボードは市で手配します。）。

(3) 応募者が一者であった場合の取扱い

応募者が一者であった場合でも、審査項目に従い提案書等の審査を行い、合計平均点数が 60 点以上である場合は受託候補者として判断します。

(4) 審査結果の通知

① 審査結果は、応募者全員に対し、書面にて通知します。

② 受託候補者以外の応募者の名称、氏名及び順位については原則非公開とします。

③ 審査の結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。ただし、受託候補者として決定されなかった応募者は、その理由について、審査結果通知に記載された期日までに説明を求めることができるものとします。

(5) 受託候補者との交渉

① 本案件の目的達成のため必要な範囲において、所管課と受託候補者との協議により、企画提案書等の記載内容を修正・変更する場合があります。

② 受託候補者が辞退した場合又は、受託候補者と協議の上契約締結ができないと判断した場合は、審査結果による次点者（審査による合計平均点数が 60 点以上の者）と契約締結に向けた交渉を行うことができるものとします。又は、本案件に関する契約交渉を中止し改めて執行方法を検討することとします。

③ 契約金額は、原則として、契約の相手方により提案書等で提示された価格とします。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 説明会又はヒアリング・プレゼンテーション等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

(6) 提案価格が提案上限額を超過した場合

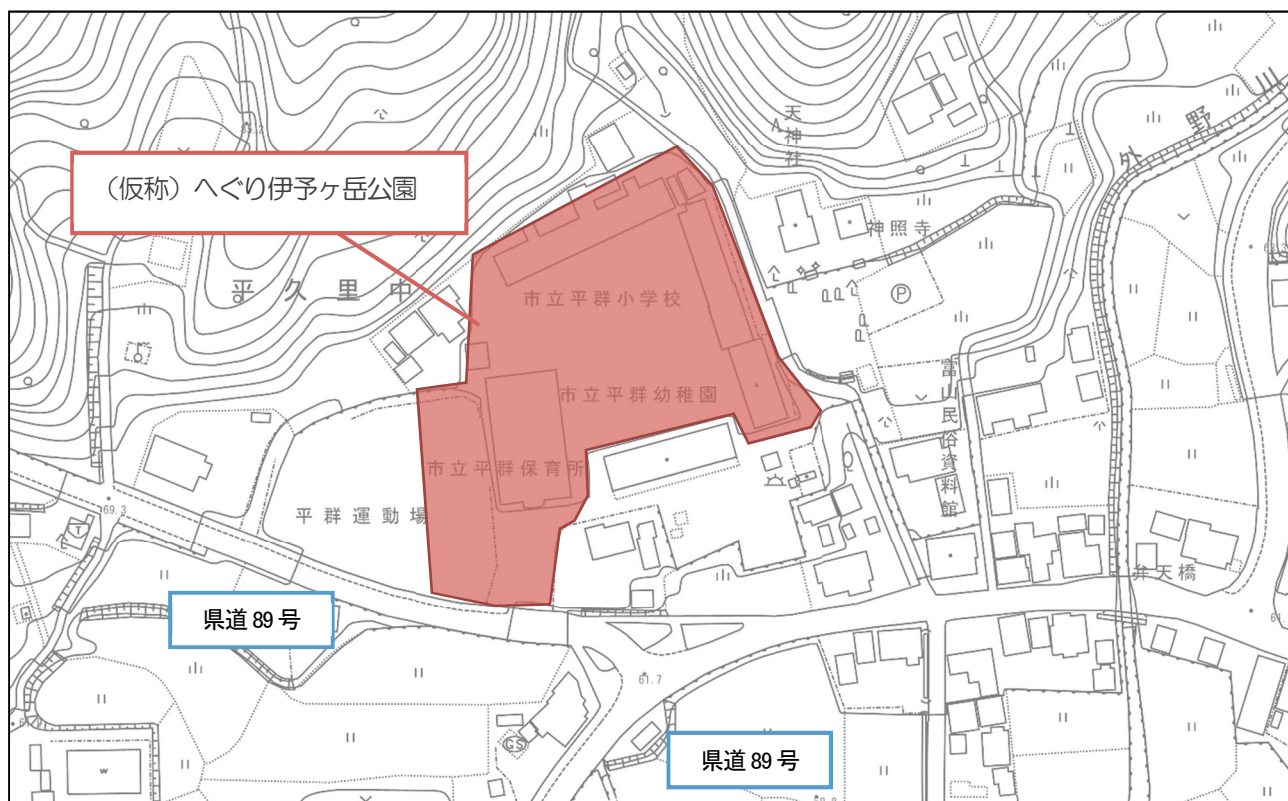
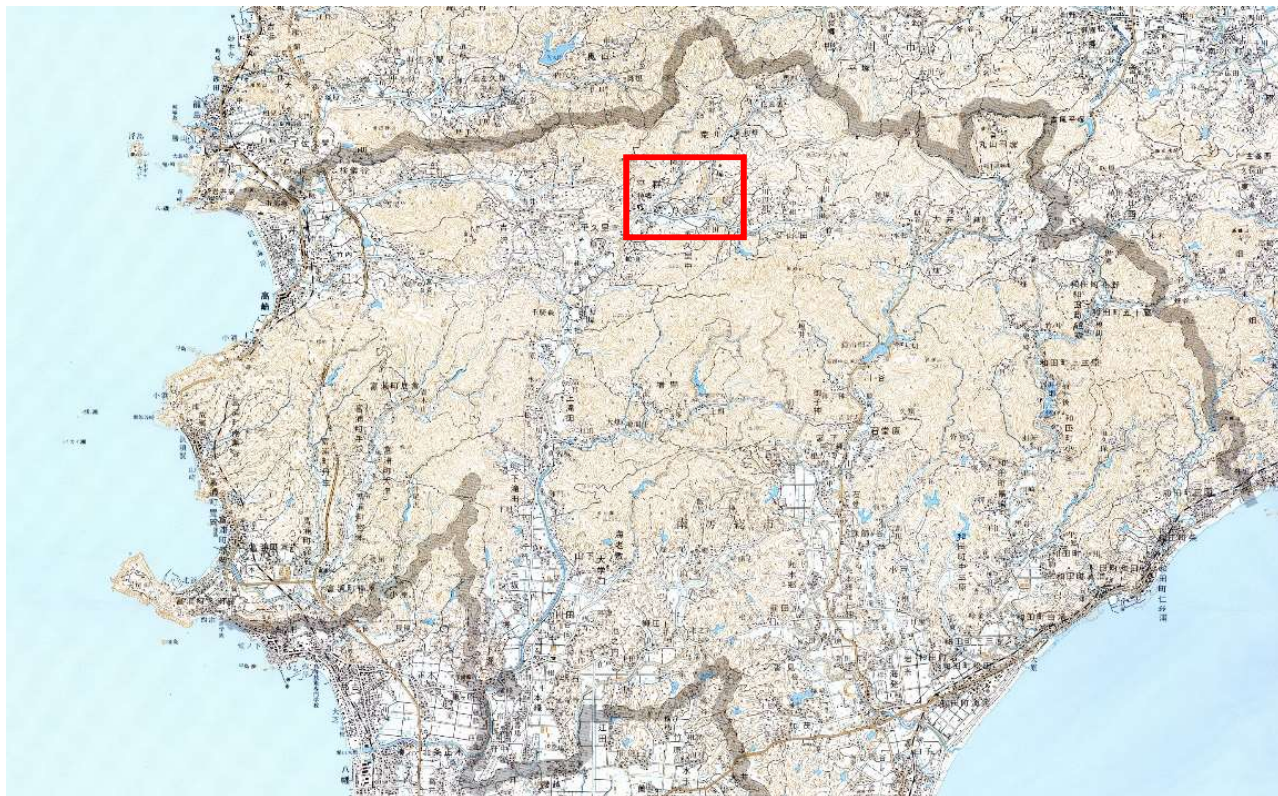
13 その他

(1) 本案件における通知及び書類の提出方法については、持参、FAX、郵送、電子メール等の方法から、適当な方法を選定すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとします。

(2) 参加申込書、参加承諾届又は企画提案書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出してください。辞退することはできますが、必ず上記担当者まで連絡を下さい。また、以後の依頼等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とします。

14 位置図



旧南房総市立平群小学校等跡地公園整備 計画図
S=1/800 (A3)

